

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市離島漁業再生支援交付金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	水産関係地方公共団体交付金等実施要領により市が策定する佐渡市離島漁業集落活動促進計画に基づき、本市の認定を受けた漁業集落に対し、予算の範囲内で離島漁業再生支援交付金を交付する。
補助事業者	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に記載されている要件を満たす対象漁業集落等
補助対象経費	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に記載されている対象行為に係る経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	定額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額（国1/2、県1/4、市1/4）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	漁業世帯（年30日以上漁業活動を行う世帯）数の維持：目標32年4月までに870世帯 漁業世帯の平均漁業所得の向上：目標H32年4月までに1,488千円
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	磯根資源（サザエ、アワビ、ナマコ、海藻類）の漁獲金額÷補助事業決算額
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	国の事業見直しと同時（令和元年度中に見直し予定）
補助終期	令和2年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象となる漁業集落に連絡し、説明会の開催及び事業実施の意向を確認する。
事業担当（担当部署）	農林水産課
事業担当（電話番号）	63-3761